

令和6年5月8日

関係各金融機関 様

埼玉県総務部税務課長(公印省略)

埼玉県の地方税統一QRコード（eL-QR）付き納税通知書等 での収納について（依頼）

本県税務行政の推進につきましては、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本県では、令和5年4月から地方税統一QRコード（eL-QR）付き納税通知書等による自動車税（種別割）等の収納を開始しています。

今般、複数の金融機関からeL-QRによる読み取りができずにエラーメッセージが表示される事象が発生しているとの連絡がありました。

これは、eL-QR生成過程において、本来ALL0（オールゼロ）とすべき【地方税共同機構の口座番号】項目欄の箇所、埼玉県に付与されたゆうちょ銀行の口座記号番号の値（00140967110）を誤ってセットしてしまったことによるものです。

金融機関で想定される影響としては、eL-QR読取時やデータ処理時に【地方税共同機構の口座番号】をチェックする仕組みを導入している場合にエラーが発生する事象を確認しております（【地方税共同機構の口座番号】欄をチェックしない金融機関については、影響はないものと想定されます。）。

なお、本県が既に作成した納税通知書等の概要は、次のとおりです。

作成期間：令和6年4月1日から令和6年5月7日まで

| | |
|---------|-----------|
| 税目：自動車税 | 約 234 万通 |
| 不動産取得税 | 約 7,700 通 |
| 法人二税 | 約 4,700 通 |
| 個人事業税 | 約 2,700 通 |
| その他税目 | 約 30 通 |

今後、自動車税（種別割）の納税通知書を始め、本県が発行したeL-QR付き納付書等を貴行（庫）窓口で納税者の方が持参されることが想定されます。

つきましては、本県の納税通知書等でeL-QRの読み取りができないものを持参された場合は、下記のいずれかの方法により収納してくださるようお願い申し上げます。

記

- 1 納税通知書等に記載された e L 番号を手入力し、一括伝送データを作成して、地方税共同機構に送信する方法
- 2 地方税統一QRコード（e L-Q R）によらず、通常の収納代理金融機関等として収納する方法

この度は、皆様に多大な御迷惑をお掛けすることになり、誠に申し訳ございません。

担当：納税・管理担当 宮下・野沢
電話：048-830-2665